

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

(開催要領)

- 1 日時 平成27年9月24日（木）13:43～14:38
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 阿曽沼 元博 医療法人社団渕志会瀬田クリニックグループ代表
委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

根岸 功 法務省入国管理局総務課企画室長
伊藤 純史 法務省入国管理局総務課企画室補佐官

<事務局>

佐々木 基 内閣府地方創生推進室長
藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 入管業務の地方・民間への移管について
 - 3 閉会
-

○藤原次長 それでは、続きまして、入管業務の開放、地方移管、民間移管ということですございます。

かねてから入管業務の民間委託の拡充ということは、去年、成長戦略にも書かせていただきましたし、沖縄県からの要望、具体的には自動化ゲートの話でございますとか、さまざまな希望が出ているところでございますけれども、今回、前回の諮問会議の中で民間委員からも特段強い形での入管業務の移管ということについて、現下の観光客がたくさん来られている状況を踏まえてでございますが、本会議の場でも強い発言があったという中で、本日は法務省の方々に来ていただいているという形になってございます。

八田座長、よろしくお願いします。

○八田座長 いつもお忙しいところをありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○根岸室長 法務省入国管理局企画室長の根岸でございます。いつもお世話になっております。

きょうは、2こま続けてということで、よろしくお願ひいたします。

まず、お手元の資料に沿って御説明申し上げたいと思います。先ほどのお話にもありました、観光客が非常に増えているという状況の中で、政府としては、訪日外国人旅行者2,000万人時代の早期実現を目指すことにしております。その後には3,000万人ということで、もともと2020年がターゲットでしたけれども、前倒しで実現しそうな状況になってきております。

そんな中で、ここに若干掲げてますが、いろいろな政府の決定の中にも、入管手続の迅速化ですとか、そのための体制整備等々についての記載が盛り込まれております。

その中で、一番下にありますように、テロ対策という観点でも入管での関係の新しい手法も導入して、しっかりセキュリティーレベルは維持し、向上させながら、でも、大多数の方々は善良な方々で、なるべく速やかに入っていただかなければいけない人たちですので、その方々に対しての審査は可能な限り早くやりましょうということでございます。

もう一枚めくっていただいて、2枚目にそのための体制整備の状況を記載しております。

体制整備はきょうの本題ではないと思いますので、簡潔にいたしますが、この行財政事情が厳しい中においては、異例の増員をいただいてきております。本年度、27年度も202人という増員を認められております。全て入国審査官でございます。

左上の表のところから書き出しをつけておりますが、これはもともとの27年度予算での202人の増員とは別に、年度に入ってから、やはり伸びが激しい、想定以上に早いということで、それに緊急に対応するためということで、これは異例ですけれども、緊急増員というものが35人、地方空港対策を中心に認められております。

28年度についても、279人の要求をしており、このうちで若干色分けしておりますけれども、263人くらいがいわば迅速化に資するための要求ということになっております。

もちろんこの対策をするためにただ増員だけではできませんので、どういうことをやっているかということが次の3ページ目のところにあります。

これは予算を中心にしておりますけれども、予算を要求するというのは、単なる増ということではなくて、新しい施策とセットになってきております。増員をするにあたって、従来1つのネックでありましたのが、空港施設そのものが狭隘で、入管の特別な状況を認めていただけて増員をいただける状況になったとしても、入れるブースがない。

空港の施設は簡単に広げられませんので、そういうところに対応するために、一部空港施設そのものを拡張していただいているところもありますし、審査ブースが今まで横に並んでいたものを縦に2人並べるような形にして、その分、約倍の処理能力ができるような形にしています。これは別のことを説明するものですけれども、右側に書き出しで絵をかいております。その「現状」というところに、黄色いものが審査官のイメージですけれど

も、縦になって横を向いているというか、こういう形にすることによって2倍の人が入れるような形をつくってきています。

きょうは八代先生がいらっしゃらないのですけれども、前回、たしか八代先生から、昨年、同じ議題でありましたときに、入管業務、丸々許認可そのものを民間委託とか地方移譲は難しいのですよということを申し上げたのですが、そうはいってもその部分の一部を切り離してもっと民間にできるところはあるのではないかと、中での案内整理とかをしているブースコンシェルジュというものを拡充していきますということを昨年申し上げて、今年もやっていくのですけれども、それだけではなくて、もう少し審査に近い部分のところで切り離せないのか。そのときにはたしかアメリカの例を八代先生が出されて、指紋とかをとっているのは同じだけれども、そのところはちょっと切り分けられていて、本当の審査官のところとは分けたところでやっているではないか、そういうものを参考にしたらどうかということの御指摘をいただきました。

今回、ここでちょっと右側に吹き出しで書いていますが、バイオカートという言い方をしていますけれども、これはその考え方によったものです。

審査そのもので最終的に決定をするところ、あるいは、インタビューをして不審かどうかを見抜くというところはやはり審査官がやらなければいけませんけれども、指紋と写真を撮るというところについて、入れかわったりとか、そういうことがないように、あるいは、偽装指紋といって指に何かいろいろとつけたりとかもありますので、そういうものがないようにきちんと見なければいけませんが、きちんと見るという前提の上で、入れかわったりできないような形の中で、撮る作業は分けてもいいのではないかということで、空港でいろいろと待ち時間が問題になりますけれども、お待ちいただいている間にその部分の作業を済ませてしまい、本当に審査官が対面でやらなければいけない、直接、目的は何ですかと話を聞くとか、そういうやりとりで不審点を見抜くようなところ、あるいは、ブラックリストの中身との照合とか、そういうさすがに審査官でないとできませんねというところに、なるべく審査官のやる業務は特化していきましょうと。

従前ですと、なかなかそれを切り分けるということが難しかったのですけれども、バイオカートといっている個人識別情報、指紋写真を撮る部分をちょっと切り分けまして、待っている間にそこをやっていただく。

今、その機械の開発をやろうとしているのですけれども、機械を開発すると同時に、その機械を操作して実際に取得の作業を行う、指紋の提供を受けるというところについては、ブースコンシェルジュを拡充する形や民間の力でそこはやっていただきましょう、委託の形でやっていただくということで、これだけ訪日外国人旅行者が増えている中で、全て増員でということだと、今、破格の増員をいただいているというお話をしましたけれども、この数では足りないという話になってしましますので、何とかこのくらいでおさまるような形でそういう切り分けをして、民間でできるものは民間にという形にしております。

それから、顔認証の自動化ゲートですけれども、これについても昨年のこのワーキング

では、そういう検討をしていますということしか私は申し上げず、まだやりますと言えない状況だったのですが、やっとやりたいですということが言えるようになりました。来年度の予算要求では、導入に向けたシステム開発の要求をしております。

これが実現できますと、今ある自動化ゲートは指紋を使っています。対象が日本人と在留外国人の方で、その指紋の登録をした人のみということになっています。

したがって、その普及拡大に努めてはいるのですけれども、そろそろ登録をしようという人たち、いわばヘビーユーザーで、しおりちゅう外国に出張に行かれるような方は前から使っています。そういう人たちは、まだ審査場に1台しかなかった時代、行列ができるでもそこに並んでいたという方がいらっしゃいます。むしろ普通のブースがすいているときでも、俺はこちらを使うのだというのは、証印をしなくていいことがあるので、ビジネスマンの方々ですと、出入国の証印ですぐにパスポートがいっぱいになってしまいます。そういう方々が利用していたことがありまして、今は複数台が置けるようになって大分よくなつたのですけれども、そういう方々は今でも利用していただいているのですが、何年かに1度あるいは1年に1度海外旅行に行くかもという人が、わざわざ自動化ゲートを使ってくれるかというと、そのために事前登録をして、すっと通れますといつても、登録をして通るという手間を考えたら、普通のブースに並んだほうが早いということで、これから先、多くの人に使っていただこうとなると、効果には限界があるというところがありまして、今回やろうとしております顔認証というのは、日本人のパスポートの中には顔写真が電子情報として入っていますので、それをその場で撮った写真と顔の1対1の照合をして、同じであると判定されれば開くというものでございます。このシステム開発をやることで、今回のこの要求の中にも入っているということでございます。

これによって、日本人はやはり数が多いですけれども、本当に入国審査官がどうしても許認可としてやらなければいけない外国人の上陸審査というものが一番大事なところですので、そこに勢力を割くということで、機械化できるところは機械化する。100%にはならないかもしれませんけれども、なるべく日本人の方は自動化ゲートのほうを使っていただけるように、事前登録が必要になりますので、本当に何年に1度の海外旅行の人であっても、使ってみようかなといつて使うことができるということにしたいと思っております。

その中でちょっと新しいものでは「プレクリアランスの再開」が6個目のポツで書いております。これはどういうことかといいますと、外国の空港に日本の入管職員を行かせまして、そこで事前の確認をしてしまう。これは特に地方空港に向けてのときに有効なのですけれども、地方空港ですと週に何便かしかないとか、大分今は地方空港も多くなってきましたけれども、なかなかそここの担当している出張所に増員をするほどでもないとかいう場合があります。あるいは、増員をしたとしても十分にはなかなかつけられない。

一方で、出発地はどこかというと、かなり同じところから来ている場合があるということで、これは実は平成20年まで一時期やっておったのですけれども、そのときは韓国の仁川と台湾の桃園の2つの空港に職員が行っておりました。それによって、いわば事前のパ

サポートのチェック、ブラックリストの照合などは事実上済ませてしまします。公権力行使との関係があるので、事前の確認と言っていて、義務づけはできないので、いわば相手国の自分の国の出国手続が終わって、ちょっと待っている時間が大体ありますので、その間に日本のどこどこ行きの方、よければどうぞということで、出国のゲートの近くあたりで、ごろごろと機械を持っていってやっていたのですけれども、そういうふうにやりますと日本に来てからは本人との確認だけです。だから、日本人の審査と同じくらいのスピード感でできるということで、てきめんの効果がありました。

ただ、これは平成19年に個人識別情報、指紋と写真を導入したことによって、そこまではなかなか相手国ではできませんということで、その部分を日本国内でやることにしたところ、時間の短縮効果というものが大きく減ってしまって、最低限で日本でかかる時間が長くなってしまったということで、費用対効果の関係で一旦とりやめていたものです。

それについて、今回は改めて個人識別情報の取得も含めてやることができないかということで、これは限られた人的リソースを有効に活用しながら、お客様の側から見ても、どうせ待っている時間が出国のところで若干ありますので、そこを有効に活用して、日本に着いてからはなるべくスムーズに入国していただく。

一方で、チェックすべきものはちゃんとチェックしていますので、セキュリティーのレベルは下げない。何かを簡素化してただスムーズにするということではなくて、同じことはちゃんとやるのだけれども、スムーズに入国できるということをしたいと思っております。

最後にありますトラスティド・トラベラー・プログラムというのは、これは昨年も御説明しましたけれども、頻繁に来日する外国人のうちの一定の方については自動化ゲートの対象にするということで、基本的には、今の自動化ゲートは、外国人の方は在留外国人だけですけれども、一部の新規入国として来られる方にも、対象にしようということも進めています。

そういうものをいろいろとあわせてやっていくことによって、審査の迅速化を図っていきたいと考えております。

最後の4ページ目、クルーズ船に対する対応でございます。

クルーズ船については、特に平成19年に指紋写真を導入して以降、やはり我々の審査の待ち時間というところが1つ課題になってございました。これまでも全国規模で応援派遣を行って対応してきたところですけれども、制度上も船舶観光上陸許可というものを昨年の入管法改正でつくりまして、簡易な手続によって入国できるようにということで措置をいたしました。その形で本年1月から運用が開始をされております。

同じ条件で比較ができないくて恐縮なのですけれども、右側の枠の「実績・効果」というところの下のほうに、ちょっと小さい字ですが、表になっております。

昨年の実績と、本年に入ってから、この船舶観光上陸許可ができるからというもので審査時間を比較すると、大分短くなっているということが言えると思います。もちろんこれ

は対象船舶とかはいろいろと事情が違いますので、単純にこの部分が全部そのせいだということはなかなか言いづらいのですけれども、先般、ある会議などでクルーズ船の問題がいろいろと課題になったときも、入管のことが要望に出たのですけれども、ここについては大変好評をいただいて、よかったですという声が聞かれたとも聞いております。

クルーズ船については、こういう制度改正も含めて対応することによって、もちろん体制整備も進めていきますけれども、それだけではなくて制度改正もあわせることによって円滑化を図っています。

さらにクルーズ船の出発地に職員を派遣して、そこから乗船して審査をやって、いわば公海上で済ませてしまうということについて、これもまた公権力行使の問題がありまして、なかなか難しかったのですけれども、今、船籍国の同意を得るべく、公海上であっても船籍国の同意がないとなかなか公権力行使は難しいという問題がありますので、その船籍国の同意を得るべく、今、大体10カ国程度に申し入れを行って、その説明をして回答を待っているという状況で、同意が得られたところからまた始めていきたいと考えております。

冒頭、私のほうからは以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問、御意見はございますか。

○鈴木委員 今、いろいろと御努力をされているということは大変よくわかったのですけれども、これはトータルとして、例えば、28年度の概算要求でいろいろやるということで、何パーセントくらいの処理能力が上がるという見込みを立てていらっしゃるのですか。そういうものはないのですか。

○根岸室長 すみません。そういう計算は。

○鈴木委員 単純に考えて、毎年30%とか、ことしの場合は50%近く人数が増えているわけです。それに対して、今年度の増員の要求は破格だということですけれども、7%くらいの増ですね。毎年3%くらいの増なので、いろいろとやっているというのはよくわかるのですけれども、量的に本当に足りるのかなということが一番の心配ですね。それが桁違いに足りないということだと、いろいろと考えるべきなのではないかと思うのです。

例えば、突拍子もないことを言うようなのですけれども、私の分野は生活保護とか福祉なのですが、生活保護は物すごい勢いでリーマンショック以降にふえて、ケースワーカーという福祉事務所の職員が全然足りなくなって、結局、生活保護の審査とかがずさんになったという問題があつたりして、そういうことに対して、まず、地方自治体が何を対応したかというと、OBの活用をやったのです。

今から訓練するのは大変なので、民間とか地方というのは難しいかもしれないけれども、もとのOBをどんどん非常勤で雇って、大阪などは特にそうなのですが、それでマンパワーの急増に何とか対処したので、例えば、そういう道はないのかなということはちょっとと思いましたので、申し上げておきます。

○八田座長 どうぞ。

○原委員 職員の体制で、4,000人のうちの入国審査官が2,400人で、入国警備官が1,500人くらいですか。この入国審査官というのは、空港や港湾にそれぞれ配置をされているということですね。皆さん、入国審査のお仕事をされている方ですね。

○根岸室長 審査官は、主として空港、海港です。

そのほかに若干ありますのは、在留審査といいまして、日本に入国された方の期間更新とか、資格変更とか、永住の許可とか、例えば、品川の東京入管とか、そういうところでの審査をしているのも入国審査官です。

それから、一部退去強制の業務、強制送還のための業務の中で、これはいわば行政手続なのですけれども、三審制のような仕組みになっていまして、公安職の入国警備官というものが摘発とか、捕まえたりとか、収容したりとか、最後に送還したりという業務をやるのですけれども、それを本当に帰してしまう、退去強制の対象になるのかどうかということを最終的に判断する過程においては、入国警備官が、いわば警察官が捕まえてそのままこの人を犯罪者と決められないのと同じように、行政手続の中とはいえ、一旦審査官に引き渡してちょっと客観的な目で見て、やはり違反していますと言うことを認定して、最終的に主任審査官というものが収容令書とか、退去強制令書とかというものを出す仕組みになっています。そういうところにも若干関与している者がおります。

大多数は、空海港でございます。

○原委員 わかりました。これは後で結構なのですけれども、分布というのですか、この空港に何人いますという配置のデータを後で教えていただくことはできますか。

○根岸室長 はい。

○原委員 あと、それぞれの空港で入出国をされる人数は何人いるのかという対応関係は、多分、予算要求とかをされるときにそういうデータを整理されていると思うのですけれども、そういうものも教えていただけないかなと思います。

あとは、コンシェルジュであるとか、民間の人員を活用するというのは、また別枠で人員がいらっしゃるわけですね。

○根岸室長 そうです。

○原委員 できれば、ここの空港ではこういう民間の人材を何人活用していますというのもあわせて教えていただけるといいかなと思います。

そのときに、もう一つの問題意識は、出入国の人数で考えたときに、恐らく季節性が相當程度あって、この時期には集中して空港は物すごく混んでいるのだけれども、この時期にはすいているということが恐らくあって、ゲートは自動でないほうが、すいていることが多いのだけれどもという状況も生じるのだろうと思うのですけれども、そういう整理は何かされているでしょうか。

もしそうであれば、これは先ほど鈴木先生が言われたことにもかかわりますけれども、恐らく正社員というか、正規の公務員でフルタイムで雇うことを基本にしているからそういう制約が出てくる可能性があって、もう少し別の形態、例えば、民間に委託をするであ

るとか、もう少し別の形での雇用形態、業務形態を活用するということがあり得るのかなと思うのですが、そのあたりのデータも後で教えていただければと思います。

○根岸室長 そうしたら、データをよく見まして、提供することにしたいと思いますけれども、季節的な繁閑はもちろんあります。ありますけれども、最近、以前よりもずっと全体が高くなっているという状況で、むしろそれよりも我々として審査の待ち時間とかの関係で苦労しているのは、季節の繁閑よりも同じ1日の中での繁閑なのです。

したがって、入管が大変だと言われているのに、見に行ってみたらがらがらだったではないかということもございます。それはたまたますいている時間に行った。何だ、みんなにいっぱい人がいて、職員が余っているではないかと見える。一方で、違う時間に行くと、何でこんなに混雑しているのかという話になる。

やはり航空機も便利な時間帯というものがありますので、こちらから見ると、1時間置きにとか30分置きにとかということで満遍なく来ていただくと、多分最適な人員で最も短い待ち時間で対応できるのですけれども、やはりそうはいかないので、人気のある時間にはいろいろなところの便がちょうど重なってしまうということになって、全部ブースをフルにあけて、全部職員も入ってやっているのだけれども、長蛇の列という状況が起きる。

それを解消するために、今、縦型にして処理能力を増やしたりとか、そういうこともやっているわけですけれども、もうちょっと根本的に変えるために、顔認証とか、そういうもので日本人を機械化のほうに向かってしまうとか、そういう方向でやっていく。

外国人についても、先ほど御説明したバイオカートみたいなものでやることによって、どうせ待っている間にある部分の何十秒とかかる作業が終わってしまうわけですので、1人当たりのそのブースを通るときにかかる時間は短くなる、流れがよくなるということです。やっていくしかないのかなと思っています。

○阿曾沼委員 鈴木委員や原委員もがおっしゃったことですが、通常、組織としては需要動向を見ながら、先ほどの時間変動とか、季節変動などのデータは既にお持ちであるはずですね。それから、外国人の入管状況のトレンドを見れば、将来予測も組織としてはする必要があって、その計画にそって、人を増やすなり、民間に委託するなり、機械化を推進するなり、どう効率化すべきかを考えるはずですよね。そういう計画なり目標があつて課題が解決するわけですね。基本的に、客観的な評価ができる数字というものをきちんと示される必要があるのではないかですね。

お聞きしている限り、何を目標にして、何を解消しようとして、いつまでに解消しようということが全く見えないですね。

鈴木先生がおっしゃるように、やっていることはいろいろあるのだろうと思いますがきちんとした計画を示していくことが必要ではないでしょうか。今、原委員や鈴木委員がおっしゃったことを踏まえて、やるべきことの目標、マイルストーン、効果、評価指標、を一覧表でぜひ見せてほしいと思います。

○根岸室長 今、我々の目標としては、入管だけというよりも政府としての目標なのです

けれども、最長審査待ち時間20分以内というものを達成しなければいけないということになっています。

○阿曾沼委員 それは、最繁時に20分以内、平均で20分以内のどちらですか。

○根岸室長 最長の平均です。ちょっとややこしいのですけれども、先ほど申し上げたとおり、1日当たりで繁閑がありますので、待ち時間がゼロ分の人もいるわけです。一番すいているところに最初に到着した人はゼロ分ですし、その後ろに並んだ人は1分の人、3分の人、5分の人がいるし、たくさん並んでいるところに飛行機が着いてしまった場合には長くなる。その1日で一番長かったものをとりまして、それが例えば30分だったとするときょうの最長は30分、一番待たせてしまった人が30分ということです。

仮にそれはあいている時間があったのだといって、平均をとればもっと短くなるかもしれませんけれども、一番長い人が困るわけですので、最長でとります。

最長が、きょうは30分でした、きょうは20分でしたというものを1カ月当たりで平均しまして、月当たりの最長が28分だったので、20分の目標には8分足りないというやり方をしています。

これを年間の平均にしたときに、20分を達成しているかどうかということになるわけですけれども、現状は達成できていない状況です。

○鈴木委員 今は何分くらいなのですか。

○根岸室長 昨年で、空港によるのですけれども、ほかのデータと一緒に昨年のデータをお出しするようにいたします。

○原委員 時間でいうと、20分というのは、空港の目標なのでしょうか。先ほどクルーズ船については相当改善しましたというお話がありましたが、依然として90分はクルーズで立ち寄られる人にとってはとんでもない制約だと思うのですけれども。

○根岸室長 その20分というのは空港です。基本的には主要空港でとっているという形にしていますけれども、クルーズ船の場合は、待ち時間というよりも審査時間、審査を始めてから審査が終わるまでで、クルーズ船は実際に降りようと思っても一斉に全員が降りるということができませんので、そもそも降りる箇所が何カ所かしかないという形ですし、一遍には降りてきませんので、いわば入管のところがボトルネックになってはいけません。入管のところで待たされるせいで、本当なら60分で降りられるのに90分かかるといふならば、その30分を短くしなければいけないということですけれども、そんなことはありませんが、素通りで降りたとしても60分かかるのだったら、60分でできればいいという話になります。

そういうことでいうと、現在は入管のところでボトルネックにはなっていないと聞いています。

○阿曾沼委員 外部委託する上で、例えば、PFIとか、新しい仕組みを全面的に取り入れていくなどということは想定にないのですか。

○根岸室長 入国審査そのものは、先ほどのバイオカートの説明みたいに一部を取り出してということはあり得るのですけれども、入国の許可そのものは国家権力の行使そのもの

ですので、実際にかなり機微な情報が入ったブラックリストを使ったりということもありますし、やはり相当の専門性もあるものですので、入国審査そのものを、例えば、何とか空港については全部民間に委託してしまうとかということは想定していません。

○阿曾沼委員 英国のヒースロー空港などのPFIの視察に行きましたが、王室の飛行機の整備や運用、そしてパイロットなども全部民間企業がやっています。軍関係もそうですし、刑務所なども民間企業がPFIで請け負っています。そういった大胆な政策立案がないと、本当の意味での解消はなかなか難しいのかなという気もします。そこは難しいでしょうが。

○根岸室長 我々も、例えば、収容施設の警備とかというものは民間委託している部分があります。あるいは、先ほど審査官の説明で触れましたけれども、在留審査のところでの受付とか、本体の審査の判断そのものは職員がやりますけれども、受付で書類はこれとこれがそろっていますねといって受け付けるとか、市場化テストの形になっていますけれども、そういうものは民間委託をしています。

ただ、入国審査そのものとなるとこれはなかなか難しいのではないかと思っていますし、外国でも審査そのものを民間委託というのは聞いたことがないと思っています。

ただ、いずれにしても、我々も一切何も民間に立ち入るなというつもりはないですし、できることはやりたいがゆえに、新しいものを考えたり、切り分けを考えてバイオカートとか、そんなものもやっていますので、できる部分はなるべくやっていかないと、全て増員で対応するというのは現実に困難ですし、施設のことなどを考えても、同じ施設の中でもなるべく効率よくやるには、そういう機械化とか民間等との切り分けとかということをやっているかないと、なかなか難しいだろうと思っています。

○原委員 今、お話のあった公権力の行使を民間委託できるのかというの、ほかの分野も含めて大変な議論があって、御存じのとおりだと思いますけれども、少なくとも全て委託、移管をするということではないとしても、例えば、ICTを使って、事実上、そこにいる人は民間の人がやっていて、最終的に確認をして審査をするということもあり得るのでしょし、特区提案の中でも、例えば、チャーター便が入るときになかなか人の手配がつかないとか、そんな提案もあったりしましたので、そんな可能性も含めて、民間委託の可能性はさらにもう一步進める可能性がないのか、検討していくかかなと思います。

もう一つは、在留審査のほうで、一旦在留資格を得て入国して就労している人についての事後監視、事後チェックについて、ここをもう少し強化する必要があるのではないかという議論があって、きょうはどちらかというと入国審査のところを中心にお話をいただきましたけれども、そちらについても、要するに、きちんとコンプライアンス、ルールを守っている人がばかを見ているような状態があるので、もっと事後監視を拡大していくのか、その部分にもっと民間委託を活用できないのかという提案もあります。

なので、先ほどの体制についてという話の中に含まれますけれども、在留審査の部分も含めて、データを一度整理していただけるといいかと思います。

○八田座長 いろいろと工夫をしてくださって、バイオカートの導入とか、バイオメトリ

クスシステムとか、こういうことで去年はまだはっきりできなかつたことが随分とはっきりできるようになって、これはすばらしいと思うのです。

しかし、これは第1段階です。将来に、さらなる民間の活用余地があると思います。

第2段としては、検査自体は法務省の方がやることを前提に、全体のシステムをどうしたらいいかということに関するコンサルを外注する。こういう人の流れをスムーズにしたり認証したりするというのは、ほかのビジネスでもいろいろあると思うので、もうやつていらっしゃるかもしれないけれど、まず、コンサルに頼む。

第3段は、検査自体は公権力を行使できる方がやるけれども、その他もろもろのところは全部民間が請け負ってやるという改革です。これは原さんがおっしゃったことと非常に近いです。それは例の刑務所の民営化とちょっと似ているところはあると思うのですけれども、このような2段目3段目も御検討いただけないかなと思います。

しかし、とりあえず、福岡が言ってきたことに関しては、去年よりは大前進したと。福岡はどこまで要求しているのですか。

○藤原次長 福岡ではなくて、沖縄ですかね。沖縄もちょっと違っていて、自動化ゲートの通過する対象を増やしてほしいと。マルチビザの人は少なくとも入れてほしいという話があって、これはまだ御検討いただいているのではないかでしょうか。

○八田座長 バイオメトリクスシステムの導入でマルチビザ的なことが可能になるというお話ではないですか。その関係をちょっとお話しitただければと思います。

○根岸室長 まず、言い忘れていたのは、コンサルの活用というお話もありましたが、我々も恒常にそういうところにいろいろとやるお金はなかなかないのですけれども、今回やることに決めた顔認証を始めるときに、そもそもその当時、2,500万人という数字でしたけれども、目標があったのです。そういう時代になったときに、どういう入管の仕組みになつていればできるのだろうかと。単純に何倍だから何倍の人数でやるというわけにはいかないでしようから、どうしようかというときに、技術的な顔認証みたいなところの検討と、外国の事例とかをいろいろ踏まえてどうあるべきかということは、2つに分けて外注いたしました。

いわばあるべきかというほんはどちらかというとコンサルみたいなところで、実際にあるシンクタンクが入札されてやられましたけれども、そういう中で顔認証を使ってこういうふうにできるといいのではないかということが出てきて、では、実際に顔認証の技術的にはどうだろうかというのは、実際に某メーカーが受託をされたのですけれども、そのときの実験では余りいい数字が出なくて、すぐはできないけれども、諦めるべき問題ではない、やる方向でるべきだと有識者会議からの意見をいただいて、さらにもう2年くらいがかかって、昨年、改めて実験をしたら今度はいい数字が出てきた。これは実現可能性があるのでないかということで、今回、実際にシステム開発をするところまで至ったという経緯がございます。

○藤原次長 まず、沖縄は、自動化ゲートシステムを入れてほしいという話と、プラスも

う一つは、置く際に、実際に通る人を今まで信頼できる方という規定があって、その信頼できる方の定義というものが、在留資格を持っている人が一時的に帰国をして再度来日するときに自動化ゲートは通れるのだと。それでは狭いので、少なくともマルチビザを持ったビジネスマン観光客はどんどん入れるようにしたらどうかという提案だったと思います。

○根岸室長 沖縄は一度ここでお話を来て、そこで一旦御理解をいただいたという整理だったと思うのですけれども、その後で一度議論が出たときに、沖縄の件はということで、あれはあのときに終わったのではなかったのでしょうかというお話をしたら、改めて沖縄の言い分を確認しますということで、その後は聞いていなかったのですが、いずれにしても、現行の自動化ゲートをまずは入れてくれだったのですけれども、それは現実的にこれを那覇に入れるというのは困難だと思っています。スペースの問題ですとか、通過する人数で費用対効果の面とかを考えると、那覇もいっぱいいっぱいで、場所をやりくりして何とか職員を張りつけられるようにしていますので、そこに自動化ゲートを置いてしまうと、その分、ブースを潰してしまうのです。

普通のブースですと、外国人用です、日本人が行ったら日本人用ですと切りかえることができるのですけれども、自動化ゲートを置いてしまうと、自動化ゲートのところをやはり普通の審査官が入って今の時間は審査をしますということができないので、ちょっとそこら辺はやりにくいと思っています。

ただ、この顔認証のほうができるようになると、大半の日本人はそっちに回ってもらおうというコンセプトですので、まだシステム開発をするという段階ですので、どこどこに何台を置きますということは言えないのですけれども、恐らく主要な空港の一つに入る空港ですから、そこにも置くことができると大分改善されるだろうと思っています。

ただ、今、次長からもお話をあった、トラスティド・トラベラーの話ですと、これもよく言われる要望なのですけれども、マルチとおっしゃっているのは、今度、トラスティド・トラベラーでは新規入国で来る方も対象にしようとしています。

今の自動化ゲートの対象は、先ほどおっしゃったとおり、在留している外国人の方が再入国で出入りするときだけです。今度は、新規入国でいらっしゃるみたいな人も対象にしましょう。ただ、信頼できる人ということを確認しなければいけませんので、本来、新規入国は目的から何から、ちゃんと確認をまさに対面でやらなければいけないものを省略するわけですから、それをどうするかと考えると、今、想定していますのは一定回数日本に来たことがあって問題がなくて商用目的の方々、商用の方々ですと、何度も日本に来る確率は多くなりますので効果が高いということと、一番大事な何を確認するかなのですが、商用目的の方ですと日本に受け入れ先がありますので、所属企業であったり取引先の場合もあるでしょうけれども、そこに確認をすることが可能なので、日本国内での行動を確認しておくことができるし、万一、事後にチェックをしなければいけなくなった場合も確認が可能であるということで、まずは商用目的の方で一定の要件を満たす方から始めようという、今のところの考え方で進めています。

○八田座長 いつこのトラスティド・ビザの緩和は始まるのですか。

○根岸室長 来年の12月までに施行ということになっております。

○八田座長 そうすると、ある意味で、そっちのほうが顔認証よりも早いわけですね。

○根岸室長 そうですね。導入は早いと思います。

ただ、効果としては顔認証のほうが圧倒的に。対象者の数が全然違いますので。

○八田座長 大体それで沖縄への回答ということにはなりますかね。

○藤原次長 沖縄もちょっと体制も変わりましたし、我々の理解ですと、これについては了解ですという話になっていませんので、今のような最新情報をきちんと議論していただかないといけないと思います。

○八田座長 最新情報をお伝えして、また向こうの御意見を聞いてみましょう。

○根岸室長 前に沖縄県と同席で話させていただいたときも、沖縄県にも、我々はやってくれとか、やってくれなくてはだめなどと言えないのですけれども、ほかの県が空港で御協力いただいている例なども御紹介して、もしそういうことをやっていただけるのであれば大変ありがたいということも申し上げていますし、そういうことも含めて、もし何か沖縄県のほうから反応があるのであれば、また、新たな要望があるのかもしれませんし、それはそれでまた検討したいと思います。

○八田座長 わかりました。

何かありますか。

○原委員 大分前進はしているし、沖縄のもともとの提案との関係では前進している部分も多いのだろうとは思いますけれども、一方で、想定のレベルを超えて観光客が大幅に増えているという中で、なかなか対応し切れていない問題が出てきているかと思いますので、そこはまたこれまでの提案ということに限らずに、この問題は重要な問題ということで議論できるといいのかなと。

○八田座長 つけ加えて言えば、外国の例などはどうでもいいのです。日本のものを外国がまねすればそれでいいことで、日本は技術もすごくあることだし、まず、日本が最先端をやればいいと思います。

○原委員 これはむしろ事務局との御相談かもしれないのですが、一度これは現地視察をできないものでしょうか。

○藤原次長 またそれは調査費などもございますので、それこそ沖縄に行っていただいてもよろしいかと。

○原委員 沖縄はなかなか行けないかもしれません。

○藤原次長 それはむしろ法務省さんと相談をして、適切に対応いたします。

○鈴木委員 一言だけ、先ほどのつけ足なのですけれども、すごく専門性の高い業務なので、いきなり民間委託とか地方に移管というのは難しいと、それはおっしゃるとおりだと思うのですけれども、そういう意味でも、例えば、同じ民間委託でも、OB、経験者を派遣とかそういうもので雇って、一番忙しい時間帯の派遣みたいな形で最初は活用しておい

て、いずれノウハウが蓄積されたら業者自体を審査して、ちゃんと専門的な業務ができるということを審査する。

外国でいうと傭兵の審査みたいな感じで、そういうことも将来的に考えてもいいのかなと思うので、現実的なやり方としては、やはりOBの活用です。今、団塊の世代がどんどん退職しているので、結構なロットでいると思うのです。だから、それをぱっと増やすのは新しい人を雇って育てるよりもうんと即戦力になると思いますので、そういう考え方もあるのではないかという気はします。

○根岸室長 先ほど鈴木先生のその御指摘のところをお答えするのをちょっと飛ばしてしまったのですが、OBについては、再任用という仕組みがありまして、それで実は希望する人は全て採用している状態です。

○鈴木委員 それは正社員ですか。

○根岸室長 短時間とフルタイムとがあります。

我々もいずれはOBになるのでしょうかけれども、今いる側からすると、短時間で本当に都合のいい時間だけ都合のいい場所に来てもらうのが一番効率的なのです。フルタイムだから勤務表をつくったりするのが難しいわけで、やはり夜が混むといって夜にやると、この人に泊まり勤務をさせなくてはいけなくなるので、すごく非効率になるのです。ただ、日勤で組むというのも組み切れないということになりますし、そういう意味では、混んでいる時間にピンポイントでこの4時間だけ来て、夕方もまた何時に来るとか、そういうものが一番いいのですけれども、それではなかなか手がないということと、現実的に、今は希望する人は全てやっている状態で、特に問題なのは地方なのです。

地方空港は余計に短時間で欲しいわけなのです。何曜日の何時から何時のこの便で月水金だけ入るとか、金曜日だけ入るとか、そういうものもあるわけなので、その忙しい前後の時間だけ来てくれれば一番いいのですけれども、そういうところにはOBがそもそもなかなかいないという問題もあって、たまたまいる場合もあります。

たまたまいて、それは声をかけてやってもらっているとか、具体名はやめますけれども、あるところでは、港があって、港にいないわけにはいかないのですけれども、そんなに業務はないわけです。普通に本官が1人ずつといるのはもったいない。でも、県庁所在地にある出張所から出向くには1時間半とか2時間かかるというところに、ちょうどたまたまOBがいたので、再任用の短時間で、午前中だけいますにしたか、何曜日にだけいますか忘れましたけれども、そういう形でいてもらうというということをやっているケースはありますけれども、なかなかそれは全国のあちこちでうまい具合にはいないというのが現実です。

○八田座長 ずっと昔、違法駐車がはびこっていたときに、駐車違反の切符を切るのを民間委託したらどうかと規制改革会議で提案したことがありました。これは公権力の行使そのものだからだめだと警察庁は言っておられたのですが、あるときにがらっと変わって、民間委託をやりましょうということになりました。実態は、民間会社に再就職したOBを活

用するわけです。だから、これは警察庁のほうにもいい話だった。今では、違法駐車は大きく減りました。

空港に関しても、OBを直接雇わないで、民間委託の従業員にして給料も高くできるようにして、短い時間にピンポイントで雇うということができたら、恐らくそちらの面は解消します。公権力のところだけですね。だから、そこに何かの工夫ができれば、非常にうまくできるのではないかと思いますけれども。

○根岸室長 駐車違反のあれは、いわゆる公権力の行使ではないという整理に最終的になっているはずなのです。我々もいろいろと民間委託の議論は今までもしてきましたので、そういうときに勉強したりしているのですけれども。

○八田座長 あれは寸前まででしょう。最後の公権力のところはちゃんと警察がやるということですね。

○根岸室長 そこは警察が持っているのですね。あれは、ここは禁止ですよということが明らかになっていて、その禁止のところにとまっているという事実を記録して、証票をつけるとか、そこまでだということなので、納付の命令とか何とかというのは警察がちゃんとやりますという整理です。

だから、今後、もし我々の業務の中でそういう切り分けができる部分ができるか、なかなかそういうふうに切り分けられないところだと、そうやって委託できますかとなると思いますので、割と事実行為として、ここに外国人がいたらだめだという規制はないですし、その人が何者かわからないといけないですし、違反者だったらすぐに捕まえなければいけないかもしれないということになるので、そうすると、駐車違反のようにわかりやすいものがあるのかどうかです。それは中身の性質に応じて検討しなければいけないと思います。

○藤原次長 OBの方の活用は大変興味深いのですけれども、公務員の身分になってやっているのですか。

○根岸室長 再任用はそうです。

○藤原次長 再任用で、公務員の立場でいろいろとやるのですね。

○阿曾沼委員 公権力の問題は、独法の改革の問題でも議論がありましたが、多くの場合、随分クリアしてきています。か知恵を出せば、良い方法が出てくるのだと思います。やる、やらないは別にしても、議論しておくことは非常に重要なと思います。

○八田座長 テレビ会談も活用できるかもしれないし、それを通じて直接対面ではなくてちゃんと正式の人が言えるということはあるかもしれないですね。

○鈴木委員 法務省が別に金を出さなくてもいいような気がするのです。地方でニーズがあって、金を出してもとにかく審査員を増やしたいという、福岡とか、急激に増えているところがあるので、民間委託する場合の予算をどうするかとかという話は、地方にも持ってもらうとかという工夫もあり得るのではないかという気はちょっとしたのですけれどもね。

○根岸室長 ちょっとそこを断言はできないかも知れないのですが、一応、国の事務と地方の事務の切り分けがあるので、そこで財源まで持つてもらうことが本当にできるのかなと。

去年、地方分権改革の中でやはりその議論があったのです。むしろそこでそんなお金とかはまずいという話にたしかなっていましたし、今までも、何度か自治体のほうから、自ら人手を出してでもやりたいという声が上がったことはあるのですけれども、それは入管がちゃんと体制整備ができなかつたようなときに、自分でやりたいというよりも、頼んだってあんたたちはやり切れないではないか、だったら、自分たちが少し負担してでもやるという声だったわけですけれども、この頃はそれなりにちゃんと、特に地方を重点に体制整備も進んできているので、どちらかというと、そういう声は少なくはなっているとは思います。

○原委員 でも、今、おっしゃった制約のところは、だからこそ特区でありますと、法務省さんにとっても助かる話だと思いますから、そこはもっと検討されたらしいのではないかと思います。

○藤原次長 いずれにいたしましても、この前の諮問会議でもこれだけはと、諮問会議のある議員の方はおっしゃっていましたし、この秋のシリーズで何か目出しをする必要があると諮問会議のほうから御指摘もいただいているので、また知恵を絞っていただくとともに、今日はいろいろとデータのお願いがありましたので、時間はないのですが、少しあり集めていただいて再度議論させていただければと思います。その中で、阿曾沼先生がおっしゃっていたように、スーパーとかコンビニでも、1日の繁閑が最初からわかった上で、当然、朝と昼はたくさん人がいるというのは素人でもわかるのですけれども、入管は例えば1日どういう体制で1日の繁閑をクリアしているのか、今の再任用の方の活用とか、多分、いいモデルみたいなものはあるのでしょうかから、むしろその辺のところ、どういうオペレーションで今は切り抜けていらっしゃるのかというところのいい事例なども、いただくといいのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○八田座長 本当に忙しいところをありがとうございました。御検討をお願いいたします。